

## (仮称)新小松島小学校施設整備事業に係る住民説明会のご案内

市教育委員会では、「小松島市立学校再編実施計画」に基づき、再編の一枚目となる「(仮称)新小松島小学校」の施設整備を行い、「『つながり』により子どもたちが育つ学校」づくりに取り組んでいます。

このたび、施設整備等を担う民間事業者が決定しましたので、事業者提案に基づく新しい学校施設の外観や配置、今後のスケジュールなどについての説明のため、次のとおり住民説明会を開催しますので、ご参加ください。

■日時 7月24日(水) 午後7時から

■場所 保健センター2階多目的室(小松島町字新港9番地の10)

■注意事項 開始2時間前に警報(大雨、洪水、暴風)が発令中の場合は延期します。  
延期の場合、日時等は改めてご案内します。

問 市教育委員会 教育政策課 学校再編推進室 ☎38・7300/FAX32・2126

✉ saihen@city.komatsushima.i-tokushima.jp



### 税務課からのお知らせ

## 新築や増築された方へ 家屋調査にご協力ください

家屋を新築または増築した場合、固定資産税の課税根拠となる評価額を算出するため、家屋の調査が必要となります。

調査については、税務課職員が事前連絡のうえ、ご都合の良い日時にお伺いする予定ですが、都合上、事前連絡なしにお伺いする場合があります。家屋調査にご理解とご協力をお願いします。

※入居前に調査を希望される方は、完成後お早めにご連絡ください。ご都合の良い日時を相談のうえ、お伺いします。

#### 家屋調査の内容

間取りや仕上げ材料などを確認するため、各部屋を拝見します。図面などをお借りすることもあります。

また、すでに家屋課税台帳に登載の建物についても、登載事項の変更がないか現況調査を行います。

#### 調査にかかる時間

家屋調査にかかる時間は、家屋の規模にもよりますが、一般的な住宅であれば1棟あたり1時間程度です。

#### 家屋を取り壊した時

固定資産税は、1月1日現在の家屋所有者に課税されますので、家屋を取り壊した年の翌年度からは課税(家屋のみ)されません。

税務課では市内の家屋の状況把握に努めていますが、取り壊しのご連絡がない場合、翌年度以降も引き続き課税されることがあります。お手数ですが、年内に税務課まで取り壊しの届出を提出してください。

また、登記をされている建物を取り壊された場合は、法務局への滅失登記もお願いします。

## 新築や増築に伴い土地の用途を変更された方へ

住宅用地として使用するようになったなど、土地の利用形態を変更された場合には、土地の固定資産税額が変更になることがあります。

土地の用途を変更された方は、税務課固定資産税担当までご連絡ください。

#### 用途変更の例

- ◎新築・増築に伴い、住宅用地を新たに取得
- ◎住宅用地の変更(隣接地の買い足しなど)
- ◎住宅用地以外の土地を住宅用地に変更(土地・家屋の用途変更など)
- ◎住宅用地の全部または一部を別用途に変更(店舗・駐車場・住宅の取り壊しなど)



#### 農地をお持ちの方へ

新築・増築をするために、農地を農地以外の用途に使用した場合や、農地法に基づいて農地の転用(許可・届出)をした場合などは、翌年度から宅地並評価となる場合があります。

問 市税務課 固定資産税担当(市役所1階) ☎32・2115/FAX33・3401

✉ koteishisanzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp